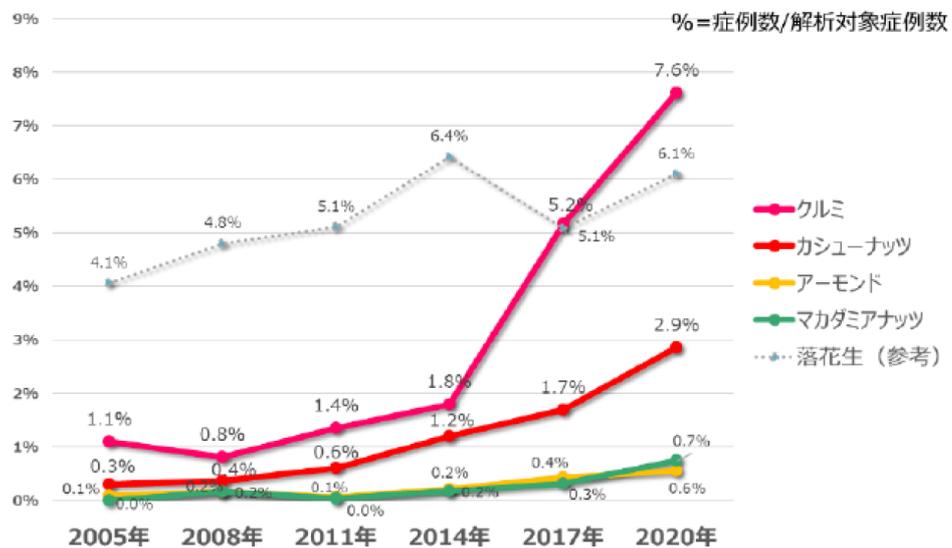


カシューナッツをアレルギー表示義務付けへ（2025年1月）

消費者庁は1月21日、食物アレルギーの原因として食品などへの表示を義務づけている特定原材料にカシューナッツを追加する方針を示しました。また、ピスタチオを、表示を推奨する品目に加える予定です。この日に開かれた食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議で提案し、2025年度中に追加することを目指すとのことです。現在、特定原材料（義務表示）に8品目、推奨表示に20品目が指定されています。カシューナッツは13年に推奨表示に追加されましたが、21年度、24年度の症例数は鶏卵、牛乳などに次いで7番目に多く、ピスタチオは21年度に20番目に入り、24年度は14番目に上がっていることなどから、推奨表示に加える予定です。アレルギー発症症例はグラフの通りです。

木の実類の症例数比率の推移



2020年調査で0.5%以上の木の実類のみ抜粋

令和3年度食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書より抜粋

近年、健康ブームなどの影響でナッツ類は消費量が増えています。カシューナッツの輸入量は11年の調査では6190トンでしたが、23年は1万3607トンとなり倍増。ピスタチオも2151トンから3131トンに増えています。加工品として輸入された量は含まないため、国内消費量はさらに多いとみられています。

特定原材料や、それに準ずる推奨表示の品目は、全国のアレルギー専門医を対象に実態調査を実施し、症例数や重篤度などを踏まえて決めています。

現行の品目は以下の通りです。

- ◆ 特定原材料（義務表示品目） …… エビ、カニ、クルミ、小麦、ソバ、卵、乳、落花生（ピーナツ）

- ◆ 推奨表示品目 …… アーモンド、アワビ、イカ、イクラ、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ゴマ、サケ、サバ、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、桃、山芋、リンゴ、ゼラチン